

議第 36 号

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

健康保険法施行令等の一部が改正され、出産育児一時金が引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険条例（平成16年下呂市条例第101号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2千円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2千円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る条例第8条に規定する出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

健康保険法施行令等の一部が改正され、出産育児一時金が引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 出産育児一時金の支給額について、現行の40万8千円から48万8千円に改正します。

(第8条関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(3) この条例の施行期日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとします。

(附則第2項関係)

